

近代中国華北農村の水利組織と村落、 宗教圏について

—河北省邢台県を例として—

馬場 毅

はじめに

近代中国華北、とりわけ河北省邢台県の水利用組織については、1940年代に東亜研究所に結集した主として東京大学法学部の研究者と、満鉄調査部の研究者が共同で調査を行った。両者の役割分担は、前者が理論的枠組を決め、後者が現地の農民への社会調査を行った。

その結果は『中国農村慣行調査』の第6巻¹に収められていることもあって、かつて日本の研究者、宮坂宏²、好並隆司³、前田勝太郎⁴、石田浩⁵らによって研究が行われ、当事者間では論争も行われた。論争点は、森田明の整理⁶によれば、①水利組織と水利権（鎌）、②水利施設の管理・運営、③水利組織と村落、④水利組織と国家（公権力）であった。これらの論争

-
1. 『中国農村慣行調査』第6巻、岩波書店、1958年。
 2. 宮坂宏「華北における水利共同体の実態—『中国農村慣行調査』第6巻 水篇を中心に—（上）（下）—」（『歴史学研究』第240号、1960年1月号、第241号、1960年2月号）。
 3. 好並隆司「水利共同体における『鎌』の歴史的意義—宮坂論文についての疑問—」（『歴史学研究』第244号、1960年8月号）。
 4. 前田勝太郎「旧中国における水利共同体の共同体的性格について—宮坂・好並論文への疑問—」（『歴史学研究』第271号、1962年12月号）、前田勝太郎「華北農村における水利機構」（仁井田記念講座編集委員会編『現代アジアの革命と法（上）』勁草書房、1966年）。
 5. 石田浩「華北における水利共同体について—『中国農村慣行調査』第6巻、河北省邢台県等の調査を中心に—」（『アジア経済』第18巻第12号、1977年）、石田浩「華北における『水利共同体』論争の一整理」（『中国村落社会経済構造の研究』晃洋書房、1986年）。
 6. 森田明「『水利共同体』論に関する中国からの批判と提言」（『東洋史訪』13号、2007年）、なおその他に現在の邢台県の水利用組織について述べた論文として、内山雅生・弭麗峰「現代中国農村における水利灌漑について—河北省邢台市邢台県の事例を中心として—」（『宇都宮大学国際学部研究論集』第22号、2006年）がある。

点の中で、村落との関係については、宮坂宏が、邢台県の水利組織についての研究を始めた時に、日本の近世（江戸時代、1603年—1868年）の村の性格について村落共同体とし、水利組織についても村落と一致し、村落の水利組織への規制が厳しいという認識があり、それと対比して中国の水利組織の特色を明らかにするという研究の意図があった。そして宮坂宏が、開ごとの水利組織の性格を、日本と異なり村落と無関係であり、それは使水権である鎌をもつ鎌戸を基礎として結集しているだけで、その性格は共同体ではないと指摘した⁷のに対し、前田勝太郎は、そもそも日本の近世（江戸時代）において、村落と水利組織は一致していたのかという疑問を出した上で、中国の村落と水利組織は一致していないが、両者は関連を持つとした⁸。また石田浩は、水利組織の成員（＝鎌戸）は村を媒介にして水利組織に参加しており、村と関係なく直接に参加しているのではないと述べている⁹。本論文では前田勝太郎、石田浩の見解を支持する立場に立ちながら、水利組織である開と村落の関係をより詳しく検討したい。

一方、以上のような日本における研究成果を踏まえて、ドゥアラは、同じく『中国農村慣行調査』の資料、特に第6巻の邢台県の水利組織の資料を使用しながら、水利組織である開と開を包含するものとして、龍神廟を中心とする宗教圏について分析した¹⁰。ドゥアラの述べている専制国家が、龍神を勅封し権威付けて、それによって農民の龍神信仰に関連づけて、国家の鄉村統治を強化したという権力の文化ネットワーク（cultural nexus of power）論は興味深いですが、水利問題はより現実的な利害関係に左右されると思うのでこの問題には言及しない。ここでは、龍神廟を中心とした宗教圏の中で開と開の間の協調と対立を、より詳しく分析したい。その中で

7. 宮坂宏「華北における水利共同体の実態—『中国農村慣行調査』第6巻 水篇を中心に（上）（下）」。

8. 前田勝太郎「旧中国における水利共同体の共同体的性格について—宮坂・好並論文への疑問—」。

9. 石田浩「華北における水利共同体について—『中国農村慣行調査』第6巻、河北省邢台県等の調査を中心に—」。

10. Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State : Rural North China, 1900-1942*, Stanford University Press, 1988（中国語訳、杜贊奇著、王福明訳『文化、権力与国家—1900-1942年の華北農村』江蘇人民出版社 1994年）chapter 1、特に pp26-41（頁数は英語版による、以下同様）。

ドゥアラの引用している資料の一部の解釈について、疑問があることも指摘したい。

なお本論文では、閘、あるいは閘会という言葉で水利組織を表すことにする。

1. 閘の役員

まず最初に水利組織である閘の役員について述べる。閘の役員には、以下の者があり、閘と河や引水溝（渠）を管理している¹¹。

河正（老人）—河副（副老人）—小甲—（公直）—（幫弁）—鎌戸

河正、または老人

河正は閘全体の管理者であり、河や溝の見回り、小甲と協力しての河や溝の底を掘ったり、閘の修築のための出役する鎌戸を集めたり監督したりする。また全鎌戸の氏名および鎌数を書いてある河簿（水簿）の管理、河費（閘の運営費）の割り当てをする。さらに閘内部、および他閘との水をめぐる争いの仲裁をする

河副、または副老人

河正の補佐役である。

小甲

鎌戸を管理する。「鎌底」をよばれる自己の管理する鎌戸が載っている河簿（水簿）の一部を所有し、河正のもとで、河や溝の底を掘ったり、閘の修築のため出役する鎌戸を集めたり監督したりする。さらに挖溝、修溝の費用としての「鎌銭」、河正に対する報酬として穀物の「河糧（閘糧）」などを鎌戸から徴収する。また土地売買に伴う鎌の移動を「鎌底」に記入する。

公直

公直はすべての閘に置かれているわけではないが、河正、河副、小甲による出役や「鎌銭」の割り当てが公平かどうかを監督する。

幫弁

幫弁もすべての閘に置かれているわけではなく、公直が兼ねる場合もある。

11. 『中国農村慣行調査』第6巻、100頁、104-105頁、245頁。

河正、河副、小甲を助けるとともに、会計の監督をする。

鎌戸

鎌戸は閘の役員ではなく、閘からの使水権のある土地を所有している農家である。自作農以上が該当すると思われる。

ところでこれらの役員の中で、公直、幫弁はどこの閘でも設けられているわけではないので、重要なのは、河正、河副、小甲であるが、これら役員の選出と村落との関係はどうであろうか。

河正、河副は多くの閘で小甲の互選により選ばれており、鎌戸は関与しない。任期は1年で再任できるが、特定の数村から交代（輪番）で、あるいは特定の一村から選ばれている。またその村の最大鎌数を有している姓の中から選ばれている¹²。小甲については、①世襲（東汪閘、済民閘、竜興閘、広潤閘の例）が多い。ただしその場合でも特定の数村から選出される。②数村から毎年選出される。その場合でも河簿（水簿）に記されている一定の者（永利閘）、以前に河正、河副をやった者（永済閘）などが選出される。また小甲もその村の最大鎌数を有している姓の中から選ばれるなど¹³、各村で特定の者が選ばれている。そして多くの村で小甲が河正、河副を選んである。

このように河正、河副、とりわけ小甲が村を基礎に選ばれる。つまり水利団体の役員は地縁的団体としての村を基礎にして選ばれる。ただし小甲にしても村全体を代表しているのではなく、あくまで使水戸である鎌戸集団のみの管理者、統轄者として選ばれるのである。ただしその場合に、普通一つの閘が数村によって構成されていたり、また一つの村がいくつかの閘を利用しているので、一つの閘に一つの村が一对一で対応しているわけではない。

12. 『中国農村慣行調査』第6巻、97-98頁、石田浩「華北における水利共同体について—

『中国農村慣行調査』第6巻、河北省邢台県等の調査を中心にして—」、71頁。

13. 『中国農村慣行調査』第6巻、97-98頁、104頁、268頁以下の河簿（水簿）。同上、石田論文、71頁。

2. 村落の組織と水利団体（閘）

ところでこの地域では村落の組織と水利団体である閘の組織が異なるのが、一般的である。しかし中には少数であるが閘の役員と村落の役員が兼任するものがある。次にこのような場合の条件はどういうことか、さらにこのような場合の閘の役員と村落の組織のどのように関連しているか、閘と村落がどのように関連しているかを述べたい。

村落の組織と閘の組織の関連では、宮坂宏がかつて華北において村の組織と水利団体が一致していない事を指摘し、両者の無関係を反映するものとして「閘の役員と村落の役員は兼任できない」¹⁴とし、前田勝太郎から兼任できると反論を受けた¹⁵。以下において前田の指摘した村の組織と水利団体が関係を持っている例について検討したい。

第1 村の役員と閘の役員が兼任する場合がある

農民がこのような場合があると答えているのは、光（広）潤閘（河正、河副を村長が兼ねる場合がある）、永利閘（村長、保・甲長が河正（老人）、小甲と兼ねても構わない）、済民閘北豆村（村公所の事務員で公直、幫弁、小甲などを兼ねているものがあり、甲長が小甲を兼務できる）、孔橋村だけで組織している河口社（他閘の河正にあたる大会首やその他の役員に当たる会首が、村の保・甲長を兼ねている例がある）である¹⁶。ただし最後の例は、閘組織が一村だけで構成されているという特殊な事情も関係しているだろう。

以上の例から村の役員と閘の役員が兼任する場合があるという前田の指摘はおおむね妥当だと考えられる。

第2 村長が水利団体の役員を決めたり、村長の管轄下に水利団体の役員が所属している。

河会村出身の河正である李貴賢の答えでは、東汪閘では、村長が河正、

14. 宮坂宏「華北における水利共同体の実態—『中国農村慣行調査』第6巻 水篇を中心にして（上）」、23頁、ただし宮坂の指摘する『中国農村慣行調査』第6巻の該当頁を見てもそれを根拠づける箇所はない。

15. 前田勝太郎「旧中国における水利共同体の共同体的性格について—宮坂・好並論文への疑問—」、52頁。

16. 『中国農村慣行調査』第6巻、98頁、104頁、231頁、253頁。

帮弁・公直などの役員を決める¹⁷。ただし前田は指摘していないが、河正については同一人物が別の箇所では帮弁や小甲が選挙すると答えていて、村長が決めるのかどうか確定できない¹⁸。また任県に、百泉を水源とし9村を通る小河があり、そこでは各村に老人はいないが、その代わりに村長管轄下に世襲の小甲が置かれている¹⁹。任県の順水河、興農閘、永潤溝および邢台県の牛尾河支溝では、以前老人、小甲制度があったが、日中戦争開始後は、凶作や動乱のため老人、小甲制度がなくなり、各村の村長が管理をしている²⁰。ただしこれは日中戦争開始後の特殊な事例とも考えられる。

東汪閘の例からは、村長が水利団体の役員、特に河正を決めるということとは断定できない。また村長の管轄下に水利団体の役員が所属しているということでは、任県の小河の例を除くと、その他の例は日中戦争後の特殊な事例だとも考えられる。

第3 必要な河の費用の一部あるいはすべてを村から出してもらい、村はそれを攤款にして村人から徴収する。

古南溝 東汪村だけが使っている（ただし東汪村はほかに老溝（河）も使っている）²¹。河の費用はまず鎌戸が負担しそれが不足した場合に、村公所から出してもらい、村公所はそれを攤款に出す。この場合、前田は指摘していないが、古南溝を他村の村民が使用せず、かつ河正1人、小甲15人全員が東汪村民であるので²²、河の費用を鎌戸が負担し、それが不足した場合に、村から出してもらうことが可能になるのであろう。

普（溥）濟閘だけを使っている石井村の例（普（溥）濟閘は、ほかに張家屯、開花屯、相家屯も使っている）。ここでは河の費用を、村の費用として攤款を集める時に集めてしまう。前田は指摘していないが、普（溥）濟閘では、用水権をあらわす鎌数として全部で100張あるが、そのうち石井村が48張を占め、普（溥）濟閘最大の鎌数としての張数を占めている。5人の小

17. 『中国農村慣行調査』第6巻、100頁。

18. 『中国農村慣行調査』第6巻、97頁。

19. 『中国農村慣行調査』第6巻、243頁。

20. 『中国農村慣行調査』第6巻、238-239頁、243頁。

21. 『中国農村慣行調査』第6巻、102頁。

22. 『中国農村慣行調査』第6巻、115頁—117頁。

甲のうち（普（溥）濟閘では20張で一人の小甲を出せるので、40張を占める張家屯は2人の小甲、石井村は2人の小甲のほかに、8張半を占める開花屯とともに、それぞれ一人の小甲を出し、2人で一人分の扱いとなる）、半数に当たる2.5人分の小甲を出す²³など、普（溥）濟閘の中で主導的な役割を果たしている事も関係していると思う。

必要な河の費用の一部あるいはすべてを村から出してもらい、村はそれを攤款にして村人から徴収する場合は、以上の例のように閘を村が独占的に使うか、閘をほかの村も使用するにしても、1つの村はその閘だけを使用する場合である。つまり村の中に多数の閘がなく、閘と村との関係が単純で、閘の利害が村の利害と直接に関係し、村の利害と閘の利害が一致している場合である。

なおこのことと関連して、ドゥアラは、華北では村落が本村の資源によって一つの閘を支配することは大変少なく、集鎮だけは経済資本と政治資本でもって閘会の支配を担当でき、集鎮の領袖は閘会に対して主導的力を持つことができ、東汪鎮と石井鎮は、東汪閘会と普濟閘でこのような役割を果たしており、東汪では、河正は村長が任命している、としている²⁴。確かに『光緒邢台県志』によれば、東汪村では四、八の日に定期市（集）が立ち、また石井村では、一、六の日に定期市（集）が立っている²⁵。その意味で東汪村、石井村はスキナーの言っている村落の基本市場、または中間市場の役割²⁶を果たしているかもしれない（なお『中国農村慣行調査』第6巻の中では、東汪鎮および東汪村と2つの表記がされ、確定できないので、『中国農村慣行調査』第6巻の各頁の表記に従うものとする）。

しかし東汪の例は、ドゥアラの指摘した事実に誤りがある。①前述したように、東汪村は、東汪閘を使用していない。東汪村が使用しているのは、古南溝と老溝（河）である。②前述したように、東汪閘では、村長が河正

23. 『中国農村慣行調査』第6巻、118頁—119頁。

24. Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State : Rural North China, 1900-1942*, Stanford University Press, pp27-29.

25. 『光緒邢台県志』光緒31年（1905年）、巻之一 輿地 郷鎮 46頁、ただし成文出版社、中国方志叢書、華北地方、1969年影印本による。

26. G. W. Skinner, *Marketing and Social Structure in Rural China*, Association for Asian Studies, Inc. 1973、(スキナー著、今井清一・中村哲夫・原田良雄訳『中国農村の市場・社会構造』法律文化社、1979年)、第1章、特に7-14頁（頁数は日本語版による）。

を決めるかどうかは確定できない。また当時の河正は、東汪村出身ではなく河会村出身である。つぎに石井村の場合であるが、前述したように、石井村は普（溥）濟閘のみを使用し、普（溥）濟閘中の最大の鎌数としての張を所有している。そのことに閘中の主導権を握っていることの原因を求めべきであり、ドゥアラの指摘しているような石井村に定期市が立つことにより、そこの領袖が経済的、政治的優位を持っているということに求められるべきではないと思う。

以上前田勝太郎のあげている3つの問題で、あてはまる例はより少ない事を述べた。検討の上の結論をいえば、閘の役員と村の役員は兼ねることはある。また閘と村との関係が単純で、閘と村との利害が一致する時は、必要な河の費用の一部あるいはすべてを村から出してもらい、村はそれを攤款にして村人から徴収することがある。ただしこのような例は特殊な事例であると思われ、過大視はできないであろう。またドゥアラが、東汪村、石井村の例をあげて、この2つの村の領袖が集鎮の経済的、政治的資源を用いて東汪閘、普（溥）濟閘の指導権を握っているという指摘は、事実関係でも誤りがあり、このような事はいえないと考えられる。

3. 龍王廟との関係²⁷

水利組織である閘は、その中にいくつかの村を含む村落連合的な性格がある。そして祈雨時に拝む対象である龍王を祭る龍王廟はどの村落にもあるが、村落連合的性格を持つ各閘ごとに役員が祭礼を行う時の龍王廟が決まっている。つまりこの時には、多くの村を含む一つの閘会圏と祭礼を行う龍王廟を中心とした宗教圏が同一である。龍王廟では閘の役員を選んだり、さらには特定の日に、閘の役員が集まって祭礼を行う。その他に必ずしも閘レベルではなく、より下層の村落レベルで祈雨の儀式が龍王廟で行われる。

例えば百泉閘では、毎年6月12日に百泉村の龍王廟の祭りがあり、そ

27. 前述したようにこの問題についてのまとまった先行研究として、Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State : Rural North China, 1900-1942*, pp26-41, がある。ただしドゥアラとの評価の違いなどは本文で示す。

の時に、前樓下、孔橋。王快、東市、西徐旺、東徐旺。北屋、南市、南市屯の3グループに分かれて閘の役員が参加して祭りをする²⁸。このように閘を単位とする龍神廟の祭りでも、村を基礎にして祭りが行われていることに、村の存在が水利組織の基礎となっていることが現れている。

また東汪村では龍王とは特定していないが、正月に古南溝の老人を選ぶ日に、前任の老人および小甲が河神にお参りし、供物をささげ、祭礼する²⁹。東汪村には、各村と同じように龍王廟があり旱魃の時には、祈雨のため龍王会が組織された。そしてその費用は全村民が攤款で出した。したがってこの組織は村落との関係が深いものである。祈雨のやり方は、他村の龍王を盗んで村公所に置く。その後、龍王の母がいると信じられ、水が多い百泉廟に龍王の像を持って行き、焼香し祈雨する。帰ってきてから村公所の龍王に叩頭する。ただいつも百泉廟に行くのではなく、祈雨時水量が少ないときには、武家庄黒龍潭にある龍王廟に行く。この時には、龍王をかついで行き、村の男全員、村長、保長も参加し、途中の小汪、武家庄を通る時、これらの村民から接待を受けた。ただ黒龍潭にある龍王廟に比べて百泉の龍王廟の方が、上位だとされていた。ただし東汪村の人間は下流の大賢村の龍神廟に行かない。なぜならば大賢村の龍神廟は下流の閘を管轄しているから、東汪村の人間が行っても靈験があらたかではないからである³⁰。

龍王廟で閘の役員を選んだり、さらには特定の日には、閘の役員が集まって祭礼を行うことは、1つの閘の範囲だけではなく、いくつかの閘の範囲まで広がる。その場合、各閘の役員が1つの龍神廟に集まり、龍神廟の宗教圏はいくつかの閘を連合したものに広がる。

例えば 邢台县永利閘、永濟閘、普濟閘では、大賢村にある龍王廟に正月に小甲等がお参りして供物をささげ祭礼するときに、会議を開いて、河正、河副を推薦する³¹。2月15日、河正、河副、小甲などがお参りし供物をささげ、祭礼をする。その時に各閘別々に会食する。その時の費用は、

28. 『中国農村慣行調査』第6巻、256頁。

29. 『中国農村慣行調査』第6巻、118頁。

30. 『中国農村慣行調査』第6巻、264-265頁。

31. 『中国農村慣行調査』第6巻、105頁。

鎌戸の負担になる³²。また6月15日にこの3閘で龍王会を作っている。7月1日に、南和県の済民閘を含めて、各閘共同して龍王廟に集まる。齊民閘は、このように龍神廟に集まることによって、永利閘、永濟閘、普濟閘との関係が密接なためか、河務のことで、3月中旬、河正が邢台県東汪鎮に行き、他の閘の河正と相談する。また龍王廟のある大賢村より上流の他閘と共同して人夫を出し溝を掘る³³。また済民閘管下の他村とも相談するために、公直でもある老人を毎年、東汪鎮に派遣する³⁴。

なおドゥアラは、この3閘門が創立されたとき、集鎮の中心である強大な勢力を誇る東汪閘会と争いがあり、東汪閘会は成立が早いために優先的な水利権がある、と述べている³⁵。これも誤りがあり、まず東汪閘会ではなく、東汪村である。事実は、明初、東汪村が狗頭泉の水を利用するために古南溝を掘った後、明の隆慶年間、下流の白鋪、大賢等の村が新溝である通溝、北溝を掘ったため東汪村と争いが起きたのであり³⁶、これらの溝は七里河沿いの東汪閘、永利閘、永濟閘、普濟閘とは異なる。さらに大賢村も東汪閘を利用しているのである³⁷。

大賢村にある龍王廟に集まる閘の間の協力関係は密接であり、1942年、最も強力な関湾閘に対して下流の東汪閘、普（溥）濟閘、永濟閘、永利閘、龍興閘、南和県の済民閘、広潤閘が団結して水争いをし、この問題は閘の間では解決できず、結局邢台県政府が介入して解決した³⁸。

ただ同一の龍神廟に集まったからといって、閘内部の村落間、あるいは閘と閘の間で現実的な利害関係による対立が生じないわけではない。

例えば、6月12日に百泉村の龍王廟に9村の役員が集まって祭りをやる百泉閘では、孔橋村だけで組織した河口社という組織がある（ただし孔橋村では百泉閘のほかに重興閘、葫蘆套の水を使っている³⁹）。百泉閘と

32. 『中国農村慣行調査』第6巻、106-107頁。

33. 『中国農村慣行調査』第6巻、230頁。

34. 『中国農村慣行調査』第6巻、229頁。

35. Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State : Rural North China, 1900-1942*, P.33.

36. 『中国農村慣行調査』第6巻、268頁。

37. 『中国農村慣行調査』第6巻、270頁。

38. 『中国農村慣行調査』第6巻、372頁。

39. 『中国農村慣行調査』第6巻、254頁、256頁。

河口社との関係は、極めて特殊な事例と考えられるが、全体の水管理組織と一村の水管理組織が二重になっている。道光3年には孔橋村は百泉閘の中で隣村の前樓下村と一組になって老人を出していたが、その後、前樓下村と分離して独自の組織を作ったものと考えられる⁴⁰。ただし龍神廟の祭りの時には、依然として孔橋村と前樓下村は一緒になって参加している。なお孔橋村がこのように百泉閘を使用する村落の中で優位を占めているのは、同一水系を使う瓦河、重興閘、葫蘆套の3閘の要衝にある⁴¹という地理的な特色によると思われる。

また同一の龍神廟に集まるかどうかに関わりなく、閘内部の村落間で、あるいは河の流域の閘と閘の間で、特定の村落、あるいは特定の閘が優位を占めることがあり、そのことにより他の村落、あるいは他の閘と争いが生じる。

ある村落、あるいは閘が使水で優位を占める場合に、その原因は以下のことが挙げられる。

①ある村落、ないし閘が他の村落に対して上流にあるため、より多く引水してしまう。

このような例は多くあるが、例えば、『北洋公牘類纂』⁴² 卷24の「署順德府李守英庚稟請南和規復水利文並批」に出ている事例では、清末光緒年間、邢台県河会村の3閘（この3閘は龍興、南和県の済民、広潤ではないかと思われる⁴³）は、七里河から使水し、すべての水を3つの閘内に入れ、かつ河底をさらうことを十分に行わなかったために、より下流の南和県の諸閘が水不足に苦しみ、30余年にわたって訴訟に及んだ。一方河会村の3閘は、自ら灌漑して水の余りがあれば、隣村に有料で水を売り、数十年にわたったという。特に河会村の貢生張玉穀は、閘の支配権を握って水を売り、三代に及んだという。このように上流にあり優位を占めている河会村の3閘に対して、下流の南和県の諸閘は余水利用のために、本来、無料の

40. 『中国農村慣行調査』第6巻、258頁、365頁。前田勝太郎「華北農村における水利機構」（仁井田記念講座編集委員会編『現代アジアの革命と法（上）』勁草書房、1966年）、47-48頁。

41. 『中国農村慣行調査』第6巻、358頁。前田勝太郎「華北農村における水利機構」、48頁。

42. 甘厚慈輯『北洋公牘類纂』、ただし文海出版社、1966年影印本による。

43. 前田勝太郎「華北農村における水利機構」、55頁、『中国農村慣行調査』第6巻、97-98頁。

水を有料で買わねばならなかった。

また前述した 1942 年、下流の東汪閘、普（溥）濟閘、永濟閘、永利閘、龍興閘、南和県の済民閘、広潤閘が団結して上流の関湾閘に対して水争いをした事件は、関湾閘が多くを村を結集し強力であるというほかに、上流にあるということも関係していると思われる。その場合に、清末、七里河でより下流の南和県の諸閘に対して優位性を示していたと思われる邢台県龍興閘、南和県の済民閘、広潤閘が、上流の関湾閘に対して逆に劣位となっていることが興味深い。

②ある閘が、ほかの閘より早く作られた

例えば前述した東汪村で明初に狗頭泉からの水利用のため古南溝を開き、その後、明の隆慶年間、白鋪、大賢等の村が東汪村の上流に新溝である通溝、北溝を開いたため、東汪村と水争いが起きた。その結果、水の配分は、最初に古南溝を開いた東汪村が「正水」として 6 分、後から開いた通溝利用の 8 村、北溝利用の 8 村が「余水」として計 4 分となった。またこれらの 2 溝を利用する村が、狗泉河の上流の閘の修理や河を掘る費用を負担し、一方多くの水を利用するにもかかわらず、古南溝を利用する東汪村は北溝との分水処より下流の経費を負担することになり、負担する費用はこれらの 2 溝を利用するものより少なくなっている⁴⁴。

③その閘に結集している村の数が多かったり、使水権をあらわす張数が多い。

邢台県第 3 区の新溝河（関湾河）は、七里河の関湾閘より引水し、18 村が使水し、老人 1、副老人（河副） 7、小甲 36 が全体を管理する組織を持つこの地区最大の水利組織である。そして 16 の支溝があり、それぞれに使水する村が閘を設置している⁴⁵。そしてこの水利団体が関湾閘より引水しているため、『中国農村慣行調査』で関湾閘として出てくるものと思われ、前述したように七里河沿いの他閘に対して優位を占めている。

44. 東汪村の河簿による。『中国農村慣行調査』第 6 巻、268 頁。なお北溝は『中国農村慣行調査』第 6 巻、111 頁に載っている大賢村の農民から聞き取って書いた地図に出てくる老溝河でないかと思われる。そうだとすれば、東汪村より上流で分流する。

45. 前田勝太郎「華北農村における水利機構」、第 50 頁、『中国農村慣行調査』第 6 巻、243-247 頁）。

また前述した石井村は普（溥）濟閘のみを使用し、普（溥）濟閘中の最大の鎌数としての張を所有しているために、使水に当たって他村に対して優位を占めていると考えられる。繰り返しになるがドアラのように定期市が立つことによって、そこの領袖が、政治的、経済的優位性を握っていることに閘の中で優位である原因を求めるべきではないであろう。

結 語

ここで本論文で述べたことを簡単にまとめておきたい。日本の近世、江戸時代と異なり、中国近代の華北において、村落と水利組織は一致していない。しかしそれは宮坂宏の述べているような村落とまったく無関係のものではない。前田勝太郎が指摘しているように両者は関連があり、また石田浩が指摘しているように水利組織の成員である鎌戸は村を媒介して水利組織に参加しているのである。

ただ問題は水利組織の成員である鎌戸は、基本的に水利権が与えられている土地を所有している自作農以上の層であり、かつ水利権は各閘が開設された時期（多くは明代）から河簿（水簿）によって規定されている排他的なものである。村落の構成員であっても、小作農や雇農は水利組織に参加できない。すなわち水利組織の村落といっても全構成員から成り立っているのではない。また1つの村落が1つの閘のみを使用しているわけではなく、おおむね数閘を使用しているものであり、また閘自体がいくつかの村落から成り立っているものであり、村落と閘の関係は1対1の関係ではなく、錯綜した複雑な関係である。以上のような村落といってもすべての構成員を含んでいなかったり、村落と閘の関係が錯綜して複雑な関係である点が、閘の役員と村の役員は兼ねることはあったり、また閘と村との関係が単純で、閘と村との利害が一致する時は、必要な河の費用の一部あるいはすべてを村から出してもらい、村はそれを攤款にして村人から徴取することがあるが、これらはあくまで例外となる原因である。すなわち閘と村落の関係において、村落構成員の全体の利害が直接に閘に反映するとは限らない社会構造が背後にあるのである。

次に龍神廟を中心とした宗教圏が、閘に結集している村落相互、あるいは

は閘相互の協調の空間となる。そして永利閘、永濟閘、普（溥）濟閘の例のように、同一の龍神廟にまつることによって他閘に対抗する例もあるが、百泉の龍神廟にまつる九村の中で、孔橋村のように他村に優位を占め、独自の水利組織を作ることもある。

また往々にして流域の村落相互、閘相互を貫く水分配の規律が決まっておらず、あるいはあってもそれを遵守するという習慣が根付いておらず、各組織がそれぞれ自己に有利なように振る舞ったり、ある村落、あるいはある閘が優位をしめて、他村落、他閘と水争いになる。ある村落が優位を占める原因としては、定期市が立つことによってその村落の領袖による経済的、政治的資源の利用ということではない。ある村落や閘が優位を占める原因としては、それが上流にあるとか、早い時期に作られたとか、閘に結集している村落が多いとか、多くの使水権を持っていることにある。そして水争いが起こると、河正同士による仲裁が行われ、それで決着できなければ、県政府など国家が公共空間の執行者として仲裁に登場してくるのである。

要 旨

与日本的近世、江戸时代不同，在近代中国的华北，村落与水利组织不是一致的。但是也并不像宫坂宏所说，与村落完全没有关系。就像前田胜太郎指出的，两者有联系，也正如石田浩指出的，水利组织成员的镰户是以村为媒介加入到水利组织中的。

一个重要问题就是水利组织成员的镰户，镰户基本上是所有土地取得水利权的，自耕农以上阶层的人。而且水利权是从各闸开设期（多为明代）起，以水簿为基准作出的具有排他性的规定。也就是说，即使是村成员，佃户或雇农是不能加入水利组织的。这意味着即使说是水利组织村落，但不是由村全体成员构成的。另外，1个村不是只用1个闸，多是使用几个闸，闸本身也是由几个村落组成的，所以村与闸的关系是非1对1的错综复杂的关系。因此，这里的村不包括所有构成人员，村与闸的关系错综复杂，闸的管理者兼任村领导的现象也是存在的。而闸与村的关系非常单纯、闸和村的利害一致时，所需河费的部分或全部由村来支付，村将其摊款给村民然后征收，但这种情况毕竟属于例外情况。也就是说，村全体成员的利害未必能直接反映到闸上这一点，是闸与村落关系问题背后的社会背景。

以龙王庙为中心的宗教圈，是结集于闸的各村之间，或闸之间的合作空间。如永利闸、永济闸、溥济闸一例，既有通过祭祀同一个龙王庙来与其他闸对抗的例子，也有像在祭祀百泉龙王庙的9个村中的孔桥村一样，相对其他村来说占优势，成立独自的水利组织的现象。

在某河流域附近的村落，它们互相之间，以及闸之间往往没有一个一贯施行的水分配原则，或即使有，去遵守它的习惯也不是根深蒂固的，各组织均向着对自己有利方向行动，所以有某村或某闸占优势，与其他村、闸争水的情况。而某一个村占优势的原因，不是因为村领袖通过出定期集市利用经济、政治资源。某村或某闸占优势是因为地处上游或成立时期早，或结集于该闸的村落多，所持有水权多等理由。发生争水纠纷时，由河正们进行调解，如果调解不成立，则由县政府或国家作为公的的执行者进行调解。